

## 新採用区分「救急用常備薬」の定義と運用（2014年7月28日病院運営会議で承認）

1. 医師は、救命救急用であり迅速な使用が必要なため、常時在庫を希望する医薬品については新たな採用区分「救急用常備薬」として申請する。申請に際し削除薬は不要である。
2. 緊急用常備薬はその本来の使用目的から処方区分は、院内処方に限定する。
3. 申請医は申請に際し、別添えとしてガイドラインなど常時在庫が妥当であることを示す資料を提出する。
4. 申請医は申請に際し、当該薬品の年間使用見込み（これまでの該当患者の発生状況を示す資料を添付すること）とそれから推測される、廃棄見込み金額に関する資料も合わせて提出する。
5. 薬事審議委員会は、「救急用常備薬」の採用審議の際には、その常時在庫の妥当性に関して上記資料をもとに総合的に審議し採用を決定する。
6. 薬事審議委員会は、年に一度、「救急用常備薬」の常時在庫の妥当性を検討する。その際、必要に応じて申請科医師を薬事審議委員会に招集し説明を求めることが出来る。
7. 救急用常備薬の申請科医師は年に一度の採用見直し審議の際に、薬事審議委員会へ最新のガイドラインなど継続して常時在庫が必要であることを示す資料を提出する。
8. 薬剤部は、見直し審議の際に「救急用常備薬」の前年の使用廃棄実績資料を提出する。

### 補足：

1. 現在採用されている医薬品で「救急用常備薬」としての運用を適用したい医薬品がある場合は、改めて「救急用常備薬」として申請する必要がある。
2. 採用区分変更の申請がない場合、当該薬品の見直し基準は現在の採用区分のものが適応される。